

関税法第 24 条第 1 項の規定に基づく関西空港税関支署管内における本邦と外国との
間を往来する航空機と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定について

(平 9. 3. 1 告示第 1 号)

最終改正 令 6.10.27 関空掲示第 5 7 号

1. 航空機と陸地との交通場所

- (1) 関西国際空港第 1 ターミナルビル (国際線) (以下、「第 1 ターミナル」という。) 出国待合室から第 1 ターミナル各ゲートを結ぶ通路
- (2) 関西国際空港第 2 ターミナルビル (国際線) (以下、「第 2 ターミナル」という。) 出国待合室から第 2 ターミナル各ゲートを結ぶ通路
- (3) 第 2 ターミナルビジネスアピエーション専用施設内の税関カウンター、出国審査デスク及びランプ出入口を経て各ランプに至る通路
- (4) 第 1 ターミナル各ゲートから第 1 ターミナル検疫ブース及び入国審査ブースを経て第 1 ターミナル関西空港税関支署旅具検査場に至る通路
- (5) 第 2 ターミナル各ゲートから第 2 ターミナル検疫ブース及び入国審査ブースを経て第 2 ターミナル関西空港税関支署旅具検査場に至る通路
- (6) 各ランプから第 2 ターミナルビジネスアピエーション専用施設内のランプ出入口を経て C I Q エリアに至る通路
- (7) 第 1 輸出貨物ビルからランプに通ずる出入口
- (8) JALKAS 輸出貨物ビルからランプに通ずる出入口
- (9) ANA 貨物ビルからランプに通ずる出入口
- (10) JALKAS 輸入貨物ビルからランプに通ずる出入口
- (11) 医薬品専用共同定温庫からランプに通ずる出入口
- (12) 国際貨物上屋 A 棟からランプに通ずる出入口
- (13) CKTS カーゴビルディングからランプに通ずる出入口
- (14) 国際貨物上屋 B 棟からランプに通ずる出入口
- (15) 国際貨物上屋 D 棟からランプに通ずる出入口
- (16) JALKAS 第 3 貨物ターミナルからランプに通ずる出入口
- (17) 国際貨物地区内輸出貨物施設に接する通路のランプに通ずる 15 番出入口ゲート
- (18) 国際貨物上屋 G 棟からランプに通ずる出入口
- (19) 国際貨物上屋 C 棟からランプに通ずる出入口
- (20) 整備地区内航空機整備施設に接する通路のランプに通ずる 18 番出入口ゲート
- (21) 国際貨物地区内機内食調整施設に接する通路のランプに通ずる 14 番出入口ゲート
- (22) 第 2 ターミナルのランプに通ずる 31、33、34 番出入口ゲート
- (23) 第 1 ターミナル関西空港税関支署取締部門本部前面のランプに通ずる通路

(24) 第1ターミナル関西空港税関支署取締部門監所前面のランプに通ずる通路

ただし、上記(1)から(3)の場所は、出国する旅客、乗組員及び航空会社関係職員の交通に限る。上記(4)から(6)の場所は、入国する旅客、乗組員及び航空会社関係職員の交通に限る。上記(7)から(19)の各場所は、貨物及び機用品の積卸業務に従事する者の交通に限る。上記(20)の場所は機用品の積卸業務に従事する者の交通に限る。上記(21)の場所は機内食関係機用品の積卸業務に従事する者の交通に限る。上記(22)の場所は航空会社関係職員の交通に限る。上記(23)及び(24)の場所は、出入国する旅客及び乗組員以外の者の交通に限る。

2. 貨物の積卸場所

第1スポット、第1R及び第1Lの各スポット、第2及び第3の各スポット、第3R及び第3Lの各スポット、第4から第12までの各スポット、V1スポット、第14から第38までの各スポット、第80から第91までの各スポット、第101から第103までの各スポット、第103R及び第103Lの各スポット、第104から第111までの各スポット、第201から第204までの各スポット、第204R及び第204Lの各スポット、第205から第215までの各スポット、M2からM9までの各スポット、試運転場306及び307の各スポット、航空機整備場及び第251から第257までの各スポット